



いしかわかずひさ
さんむ21 石川和久 議員

区・自治会および市民からの意見要望について

問 市民からの建設的な提案・要望等の、市政運営への反映状況について伺います。

答 総務部長 令和元年度は、市長への手紙やメール等を合わせ、137件の意見をいただいています。

答 市長 昨年は、台風災害に関しての内容が多くありました。そのほか、道路や公共物の修繕要望などが寄せられています。要望については担当課に指示し、内容を精査して、所要の対応を行っています。

問 区・自治会からの要望への、市の対応状況について伺います。

答 市民部長 区長会連合会がまとめた各地区からの要望については、市民部から各担当部署へ引き継ぎ、その対応を市民部で取りまとめ、書面にて回答しています。

また、個別に区長会担当が受け付けた要望についても、各担当部署に引き継ぎ、それぞれの部署で対応しています。

問 未着手である要望について、区・自治会への対応を伺います。

答 市民部長 時間を要する案件はその旨を回答し、その後も連絡を取り合いながら、適宜対応しています。

問 専用のスマートフォンアプリなどを利用した、市民通報システムを導入することで、業務の効率化が図れると思うが、どうですか。

答 総務部長 現場写真などを添えた通報は、非常に有効だと考えます。費用対効果や、業務に係る職員の負担、通報を受けてからの担当課への振り分けなど、全庁的な利用方法を調査研究し、検討していきたいと思えます。

住みやすい環境づくりについて

問 市に寄せられている野焼きの苦情件数および対応について伺います。

答 経済環境部長 野焼きの苦情は、平成30年度、24件、令和元年度、22件、今年度は、10月末現在において25件です。

苦情等の連絡が入った場合は、焼却行為を確認するために直ちに現場に向き、行為者に行政指導を行っています。また、火災の危険や悪質な場合等

は、消防署や警察と連携し、指導にあたっています。

問 今後の野焼き行為に対する取り組みについて伺います。

答 経済環境部長 行政指導として、屋外で廃棄物を燃やす行為は禁止されている旨の厳重注意と、廃棄物の適正な処理の仕方、方法を指導しています。違法行為者には警察の捜査の結果、罰金を科す事例も数件あります。今後も警察署と連携を図りながら、指導を行いたいと思えます。



廃棄物の野外焼却(野焼き)は、法律により禁止されています。(一部例外があります)

問 犬のフン害など、飼い主に適正な飼い方を示した条例について伺います。

答 経済環境部長 県の動物の愛護及び管理に関する条例が、平成27年4月に施行されており、その中で、動物の所有者等の遵守事項が定められています。道路や公園などをふん尿など

により汚損しないよう、必要な措置を講じること、また、散歩などを行うときは、犬のふんを持ち帰るための容器を携行し、適正に処理することなどが規定されています。

問 蓮沼海浜公園や成東総合運動公園、さんぶの森公園の遊歩道脇などにふんが多く見られます。このような主な公園などから、飼い主のさらなる意識向上に向けて、何か対策を検討してはどうか。

答 経済環境部長 公園の管理事務所では、犬のふんを持ち帰る啓発看板を設置し、施設の清掃を行っており、引き続き、公園管理者として環境美化に努めると聞いています。

また、市内の一部の歩道等において、不法投棄パトロールを行う際、試験的に重点箇所を定め、その場所でふんを発見した場合○で囲みます。発見した日にちと時間等を書き、飼い主に警告をすることにより、飼い主の意識改革を図るイエローチヨーク作戦活動を展開し、飼い主への意識向上を図りたいと考えています。



犬のフンは持ち帰りましょう